

令和7年7月 校長会資料

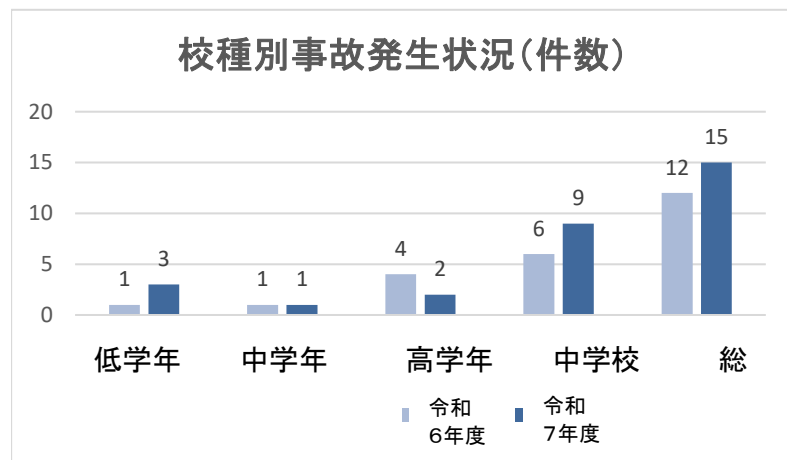
1	1学期の生活事故について……………	1
2	夏季休業中における「学習指導及び生徒指導」について……………	2
3	学校における理科薬品類の取扱い及び保管管理について……………	5
4	教育講演会について……………	11
5	土曜日の教育活動について……………	12
6	不登校支援を充実させるために……………	13
7	令和7年度「不登校生徒・保護者向け進路ガイダンス」開催要項……………	14
8	令和7年度「外国人生徒・保護者向け進路ガイダンス」開催要項……………	16
9	令和7年度 鈴鹿市こども議会について……………	18
10	交通安全県民運動期間中における校内放送の活用について……………	19
11	教職員の服務規律の確保について……………	22
12	学校における働き方改革について……………	24
13	鈴鹿市立学校の通学区域の弾力化について ……	27
14	就学時健康診断の実施について ……	28

鈴 鹿 市 教 育 委 員 会

令和7年度 学校管理下における生活事故報告について

令和7年6月12日現在

1 校種別事故発生状況(件数)4月～6月



2 時間別・校種別事故発生状況(件数)

		登下校		休み時間		授業		体育祭関係		給食		部活動		その他		合計	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
小学校	低	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1			0	0	1	3
	中	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0			0	0	1	1
	高	0	0	2	0	2	2	0	0	0	0			0	0	4	2
中学校		2	0	0	3	3	0	0	1	0	0	0	3	1	2	6	9
合計		2	0	2	5	7	3	0	1	0	1	0	3	1	2	12	15

3 怪我等内訳(人数) ※事故1件について複数カウント有

	骨折(ひび)	裂傷	打撲	脱臼	捻挫	熱中症	歯	目	その他	合計
令和6年度	4	2	5	0	0	1	0	0	1	13
令和7年度	2	1	2	0	0	2	1	2	5	15

(内 令和7年度の救急車による緊急搬送 10件)

4 考察

令和7年度(6月現在)の学校管理下における生活事故は、令和6年度(同時期)と比較して、総件数が増加傾向にあります。特に、「休み時間」と「部活動」における事故の増加が顕著である。

一方で、登下校中や授業中の事故は減少しており、特に授業中は4件の減少が見られます。

また、登下校中の事故が0件になったことは、これまでの交通安全指導の成果が表れたものと推測される。

傷病の種類別に見ると、骨折、裂傷、打撲といった比較的重度な傷病が、令和7年度には減少している。これは、事故発生時の重症度が大幅に軽減されていることを示しており、安全指導の徹底や、重症化を防ぐための迅速な対応が奏功していると考えられる。

しかしながら、総件数の増加、特に休み時間中の事故や部活動中の事故増加は、休憩時間の過ごし方に関する指導の見直しや、見守り体制、活動内容に応じた安全対策のさらなる検討が必要であることを示唆している。

鈴教指第1138号

令和7年7月 日

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

夏季休業中における「学習指導及び生徒指導」について

このことについて、下記のとおり送付します。

ついては、貴校教職員に周知いただくとともに、夏季休業を迎えるに当たり、記載内容を参考に児童生徒への指導をお願いします。

記

送付文書

- ・ 夏季休業中における学習指導及び生徒指導について（小・中学校用）

【事務担当】

鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課指導G 南部 美帆

TEL : 059-382-9028

E-Mail : kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

夏季休業中における学習指導及び生徒指導について

鈴鹿市教育委員会

夏季休業中は、生活面や学習面において児童生徒が、有意義な体験を積むことができる絶好の機会です。しかし、夏季休業に入ると、学校の規則正しい生活から家庭での自由な生活が中心となるため、学習時間が確保されないことや不規則・不摂生な生活に陥りやすくなることなどが憂慮されます。

また、問題行動や事故、児童生徒をねらった声かけやいたずら等の事件の発生も懸念されます。

こうしたことから、事故等を防止し、楽しく有意義な夏季休業となるよう、各校で、以下の事項に留意しながら、夏季休業中の学習指導及び生徒指導の充実に努めるよう、周知徹底をお願いします。

1 自律的な生活の指導

- (1) 児童生徒一人ひとりに生活目標を立てさせたり、日課表を作成させたりする等、目標や計画に基づいて、充実した生活を送るよう指導すること。
- (2) 夏季休業中の生活のきまりや約束については、学級会、児童会、生徒会などの話合をとおして意識を高めるとともに、自発的に遵守するよう指導すること。
- (3) 「早寝、早起き、朝ごはん」を実践したり、ラジオ体操を行ったりする等、規則正しい生活習慣を維持するよう指導すること。

2 自主的な学習の指導

- (1) 学習は、自分に合った学習計画に基づいて進めるよう指導すること。
- (2) 長期休業中でなければできない課題を自分で見つけ、その解決に向けて積極的、継続的に取り組むよう指導すること。(自由課題については、絵画や工作などの制作、植物・昆虫などの採集、気象調べ、飼育や栽培とその観察、郷土調査、国際的理解を深める研究、日記や感想文の作成、芸術活動、新聞・雑誌等のスクラップなど広い範囲から選ぶよう指導すること。)
- (3) 不得意な教科や学習課題を克服するための具体的な手立てを講じるよう指導すること。
- (4) 学校図書館や市立図書館の利用等、読書活動読書を励行するよう指導すること。

3 家族の一員(社会の一員)としての生活態度の指導

- (1) 家族の一員として、家事の手伝いや分担など、家庭の仕事に積極的に協力し、家族との連帯感を深めるよう指導すること。
- (2) 家庭的・社会的な行事など、日常、得難い体験をするよう指導すること。
- (3) 近隣住民との付き合い、来訪者への応対など社会的礼節を重んじるよう指導すること。

4 健康増進の指導

- (1) 保健衛生上、望ましい生活(生活規律、ラジオ体操への参加、夜ふかしの防止、適切な水分補給、手洗いの励行など)を送るよう指導すること。
- (2) 食中毒の予防を徹底するよう指導すること。
- (3) 熱中症に対する正しい知識を身に付け、適切に対応できるよう指導すること。
- (4) 毒蛇、毒虫などによるかぶれ、けが等の予防と簡易処置法を身に付けるよう指導すること。
- (5) 健康診断等で治療が必要とされる疾病や長期治療を要する疾病をもつ児童生徒に対して、家庭との連携を図りつつ、適切な治療に努めるよう指導すること。
- (6) 部活動等に積極的に参加し、心身を鍛え、健康の保持増進に努めるよう指導すること。
- (7) 視力低下を引き起こさないよう、長時間にわたるテレビ視聴やゲーム遊技を抑制する等、不規則な生活にならないよう指導すること。

5 水の事故、交通事故、遊びでの事故等防止についての指導

- (1) 危険な場所での遊びの禁止や水泳・水遊びについて、十分に指導するとともに、家庭にも危険箇所を周知すること。また、パトロール等により事故防止に努めること。
- (2) 水泳等における事故を防止するために、すでに送付済みの「水難事故の未然防止について」等を参考に指導を強化すること。
- (3) 交差点、三叉路等での一旦停止の徹底、スケートボード等を使用した路上遊びの禁止等について、特に指導を強化するとともに、ヘルメット着用の徹底、自転車の二人乗りや無灯火運転及び、運転中のスマートフォン使用や保持（ながら運転）の厳禁、自転車の正しい乗り方について指導し、交通事故の未然防止に努めること。
- (4) 線路や道路上に石を置く、踏切の非常ボタンを押す等のいたずらや走行中の列車や車に物を投げる等の危険行為を絶対しないよう徹底すること。
- (5) 空き家や資材置き場等で遊んだり、公園等での火遊びや危険な玩具類（エアガン等）を使って遊んだりすることは厳に慎むよう指導すること。
- (6) 安全上の理由から、外出する際は人数や行き先等を家族に伝えることや、深夜徘徊等はないことを指導すること。（午後 10 時以降の外出は条例違反）
- (7) 児童生徒がスマートフォン等でインターネットを利用する時間が増えることが予想されることから、ネット上でのいじめやネット依存等に陥ったり、コミュニティサイト等（ゲームサイトや SNS 等）に係る犯罪に関して、加害者や被害者となったりしないよう、SNS やインターネットの正しい使い方等について指導すること。
- (8) PTA や地域住民の理解や協力を得て、安全な遊び場所や遊び方について具体的に指導すること。
- (9) 風水害・火災・地震等の自然災害時における安全指導及び緊急時の対応について、十分指導すること。

6 その他

- (1) 気になる児童生徒、学校への行き渋りや不登校傾向にある児童生徒には、随時家庭訪問や電話連絡等を行い、生活実態を把握するとともに、保護者との連携を密にすること。
- (2) 地区補導員、鈴鹿警察署、鈴鹿市教育委員会等と連携し、情報を共有したり、街頭補導を強化したりして、地域ぐるみで非行防止に取り組むようにすること。
- (3) 事故（水難事故、交通事故、問題行動等）が発生した時は、速やかに警察や関係機関に連絡するとともに、その状況を学校へ連絡するよう保護者に周知すること。また、学校は、鈴鹿市教育委員会に速やかに報告すること。緊急時の家庭から学校への連絡方法や学校から家庭への連絡方法について確認しておくこと。
- (4) 万一、不審者による被害にあった場合は、速やかに警察や学校に連絡をするよう保護者に周知すること。また、学校は、鈴鹿市教育委員会に速やかに報告すること。

(宛先)各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

学校における理科薬品類の取扱い及び保管管理について

このことについて、「薬品の取扱い及び保管管理について」(別紙)を参照いただき、各校において薬品の取扱い及び保管状況を確認していただくとともに、下記のとおり教職員への周知をお願いします。

記

1 薬品管理について

- (1) 薬品の管理責任者、取扱責任者及び薬品使用者の役割を明確にするとともに、それぞれの役割において適切な管理を行うこと。
- (2) 理科教室、理科準備室及び薬品保管庫の確実な施錠を徹底するとともに、鍵の管理徹底を図ること。
- (3) 薬品の使用状況を把握し、薬品使用簿記入及び管理を適切に行うこと。

2 薬品保管について

- (1) 薬品を適切に保管し、薬品庫や薬品の転倒防止についても必要な措置を講じること。
- (2) 劇物、危険物の管理を徹底し、混合や化学反応を避けるための措置を講じること。

3 薬品購入・廃棄について

- (1) 薬品購入は、学校の年間計画に従うとともに、毒物・劇物薬品の必要以上の購入は、厳に慎むこと。
- (2) 薬品廃棄については、管理担当者、取扱責任者及び薬品使用者において適切に行うこと。
※ 廃棄方法については、「薬品の取扱い及び保管管理について」(別紙)及び教科書教師用指導書を参照すること。

4 薬品使用簿への記入について

- (1) 薬品使用簿は、規定様式「(様式1)理科実験用薬品の使用簿」を使用すること。
- (2) 薬品ごとに、使用・購入年月日、購入量、使用量、残有量を記入し、各学期及び各年度の使用状況が把握できるよう管理すること。

5 送付文書

- (1) 薬品の取扱い及び保管管理について(別紙)
- (2) 理科実験用薬品の使用簿(様式1)

6 備考

- (1) 市の定期監査において、薬品使用簿への記載不備が指摘されることがあることから、学校で保管している薬品「毒物、劇物、危険物」については、必ず「理科実験用薬品の使用簿」に記載するよう教職員に周知徹底をお願いします。
- (2) 「理科実験用薬品の使用簿」は、増刷して使用してください。

【事務担当】鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課 指導G 鈴村 一将

TEL 059-382-9028 FAX 059-383-7878 Email: kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

薬品の取扱い及び保管管理について

1 薬品の管理担当者

(1) 管理責任者（校長）

- ・薬品庫の鍵は、学校保管とする。
- ・毎学期ごとに薬品の使用状況を確認し、使用簿に記名の上、検印する。

(2) 取扱責任者（理科担当）

- ・毎学期ごとに薬品を点検し、薬品使用簿に押印する。
- ・不足した薬品の購入や不要薬品を廃棄する。
- ・異常があった場合は、薬品使用者から報告を受ける。
- ・管理責任者へ管理状況を報告する。

(3) 薬品使用者（授業者）

- ・学校で決めた方法に従って薬品を使用する。
- ・薬品を使用した際は、「理科実験用薬品の使用簿」に記入する。
- ・薬品は必要分のみ取り出し、液状の薬品の余剰分については戻さない。

(薬品混合を防ぐため)

- ・希釈した塩酸等、短期間で再度使用する薬品は、薬品名と使用者を明記した容器に保管する。
- ・薬品に異常が発生した際は、取扱責任者に報告する。

(4) 学校薬剤師

- ・薬品の管理状況について指導監督する。

2 薬品の保管

- (1) 理科教室、理科準備室及び薬品保管庫は必ず施錠し、鍵の管理を徹底する。
- (2) 劇物等は保管庫の中で容器が倒れないよう、仕切りのついたボックスに入れたり、砂を敷いたりする等、転倒防止対策を講じる。
- (3) 戸棚の棚板には、滑り止め用のサンや針金を張る等の処置をする。
- (4) 劇物や引火物の保管場所には「医薬用外劇物」の表示（白地に赤字）を行い、外から危険性が確認できるようにする。ただし、毒物は直接目にふれないように考慮する。
- (5) 保管庫は、地震に対応するよう壁面と床面をL金具等で固定する。
- (6) 混合や化学反応をさけるため、薬品の種類ごとにまとめ（酸とアルカリ及び酸化剤と還元剤等）、混合しやすい薬品類は離して配置する。

＜保管薬品の配列例＞

一般薬品庫	【単体 金属・非金属】 (スチールウールなど)	【有機化合物】 (砂糖、デンプンなど)
	【無機化合物】 塩化ナトリウム 二酸化マンガン (粒) 四ホウ酸ナトリウム チオ硫酸ナトリウム 硫酸カリウムアルミニウム ホウ酸 (大理石、石灰石など)	【色素・指示薬】 (食紅、B T B溶液など)
劇物・危険物庫	【無機化合物 (劇物)】 ヨウ化カリウム ヨウ素 ヨウ素液 過酸化水素水	【塩基類 (アルカリ)】 水酸化カルシウム 水酸化ナトリウム アンモニア水
	【酸類】 塩酸	【アルコール類】 エタノール メタノール

3 薬品の購入

- (1) 薬品購入は、学校の年間計画に従うとともに、毒物、劇物、危険物の必要以上の購入は、厳に慎むとともに、適切な保管を徹底する。
- (2) 薬品購入後は、必ず「理科実験用薬品の使用簿」に記入する。

4 理科実験用薬品の使用簿への記入

- (1) 「毒物、劇物、危険物」薬品を使用する際は、随時、授業者が必ず薬品使用簿に記入する。
一般薬品の記入については、学校の判断で行う。(残有量を把握しておきたい薬品等)
- (2) 薬品使用簿としては、規程様式、理科実験用薬品の使用簿(様式1)を各校で増刷りして使用する。使用に当たっては、最初の行に前年度の残有量を記入する。
- (3) 残有量の欄は、mL、g 単位の概数で記入する。
- (4) 使用目的の欄は、その目的を簡単に記入する。
- (5) 記入に当たっては、ボールペン等、容易に消せない筆記用具を使用する。
- (6) 取扱責任者は、毎学期ごとに朱線を引き、残有量を点検する。その際、取扱責任者の認印、管理責任者の検印を押印する。

5 薬品の廃棄

【学校で使う薬品類の廃棄方法】

- (1) ミョウバン、塩化ナトリウムなど、水に流すことのできる廃液は、多量の水で希釈して流す。
- (2) 酸性廃液とアルカリ性廃液はそれぞれ別々に回収し、混合しても危険がないことを確かめてから発熱に注意して混合し、なるべく中性に近づけ、大量の水と共に流して捨てる。
- (3) 薬品の廃棄は、原則、授業者が授業終了後に行う。

※ 保管している薬品の種類は学校ごとに違いがあり、種別によって廃棄方法が異なる

上記(1)(2)以外の薬品の廃棄方法については、教師用指導書等で確認したり、学校薬剤師等に相談したりするなど、適切に処理する。

6 理科薬品一覧

(1) 小学校の実験で使用する主な薬品

	薬品名	分類			薬品名	分類	
1	エタノール	危		8	水酸化カルシウム (石灰水)		
2	メタノール	劇	危	9	水酸化ナトリウム	劇	
3	燃料・工業用アルコール	劇	危	10	二酸化マンガン		
4	塩化ナトリウム (食塩)			11	ブルモチモールブルー液(BTB 液)		
5	塩酸	劇		12	ミョウバン		
6	過酸化水素水 (オキシドール)	劇	危	13	ヨウ素・ヨウ素カリウム	劇	
7	簡易水質検査試薬			14	アンモニア水	劇	

(2) 中学校で使用が予想される主な薬品

	薬品名	分類	学年		薬品名	分類	学年
1	ヨウ素・ヨウ素カリウム	劇	1. 2. 3	35	水酸化ナトリウム	劇	1. 2. 3
2	臭素	劇		36	水酸化カリウム	劇	3
3	ナトリウム	劇		37	水酸化バリウム	劇	3
4	水銀	毒		38	アンモニア水	劇	
5	塩化亜鉛	劇		39	ネスラー試薬	毒	
6	塩化銅	劇	2. 3	40	炭化カルシウム	劇	
7	塩化鉛	劇		41	炭酸水素ナトリウム		1. 2
8	塩化バリウム	劇	2	42	酸化カルシウム		
9	塩化水銀	毒		43	四塩化炭素	劇	
10	塩素酸ナトリウム	劇		44	クロロホルム	劇	
11	過マンガン酸カリウム			45	ベンゼン		
12	硝酸カリウム		1	46	キシレン	劇	
13	硝酸ナトリウム			47	パラジクロロベンゼン		
14	硝酸銀	劇		48	エタノール	危	1. 3
15	硝酸銅	劇		49	メタノール	劇	
16	硝酸鉛	劇		50	二酸化マンガン		1. 3
17	過酸化水素水	劇	1. 3	51	イソプロパノール	危	
18	酸化銅		2	52	フェノール	劇	
19	酸化鉛	劇		53	クレゾール	劇	
20	二酸化鉛	劇		54	エチルエーテル	危	
21	酸化水銀	毒		55	シュウ酸	劇	
22	塩化鉄		3	56	酢酸		
23	硫酸銅			57	ホルマリン	劇	
24	クロム酸カリウム	劇		58	アセトアルデヒド		
25	重クロム酸カリウム	劇		59	アセトン	危	
26	塩酸	劇	1. 2. 3	60	クエン酸		2
27	硫酸	劇	3	61	硫酸ナトリウム		2
28	硝酸	劇		62	酢酸カーミン		2. 3
29	酸化銀		2	63	酢酸オルセイン		2. 3
30	塩化アンモニウム		1	64	ベネジクト液		2
31	水酸化カルシウム		1	65	炭酸アンモニウム		
32	フェノールフタレイン		1. 2. 3	66	炭酸ナトリウム		1
33	ミョウバン		1	67	パルチミン酸		1
34	B T B液		1. 3	68	メントール		1

令和7年度 教育講演会

(鈴鹿市教育研究会 全員学習会)

2025年8月8日(金)

時間 13:30~16:00
(13:00~受付)

講師 久遠チョコレート代表

夏目浩次さん

1977年、愛知県豊橋市生まれ。大学・大学院でバリアフリー都市計画を学ぶ。2003年、愛知県豊橋市において、障がい者雇用の促進と低賃金からの脱却を目的とするパン工房「花園パン工房ラ・バルカ」を開業。1000万円以上の借金を抱えながらも、より多くの雇用を生み出すため、2014年、久遠チョコレートを立ち上げ、わずか10年で全国60拠点に拡大。「凸凹ある誰もが活躍し、稼げる社会」を目標に、障がい者を始め、生きづらさを抱える多くの人びとの就労促進を図りながら、美味しいチョコレート作りに奮闘する。

演題

全ての人が輝ける社会に向けて

対象者

- ・市内公立幼稚園及び小中学校教職員
- ・鈴鹿市民

※保護者や学習支援ボランティア等の方は、各校・園でオンライン参加ができます。希望される場合は、各校・園へ直接お知らせください。

参加費

無料

定員

先着120名 (事前申込不要)

会場

鈴鹿市役所12階1203大会議室

〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

主催：鈴鹿市教育委員会・鈴鹿市教育研究会

【お問い合わせ】 鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課

TEL 059-382-9056

土曜日の教育活動について

教育指導課

考え方	月曜日の扱い	留意点
【土曜授業】	授業日	あらかじめ、「土曜日の教育活動実施届」を教育指導課に提出 ※ 土曜日の授業実施に伴う週休日の振替等は、勤務を命じる必要がある土曜日の属する週において行うことが原則であり、土曜日の授業実施に伴う同一週の振替が困難である場合は、土曜日の授業の実施について改めて検討すること。 (令和2年1月27日 公立小・中学校における土曜日の授業の適切な実施について 三重県教育委員会)
授業日と休業日の【振替】 → 土曜日を授業日に月曜日を休業日にする ※鈴鹿市立学校の管理に関する規則第5条 『校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない理由があると認め、休業日に授業を行い、又は授業日を休業日にしようとするときは、あらかじめ委員会に届け出なければならない。ただし、異例の場合には、委員会の承認を得なければならない。』	休業日	あらかじめ、「振替授業届」を教育指導課に提出 土曜日の授業時間と月曜日の授業時間を必ずしも、同じにする必要はない。 【理由】 年間のカリキュラムの中で補填分の時間の確保ができていれば補填する必要はない。 しかし、確保が難しいなら、（土曜日の授業を）午後も行ったり、他の曜日に補填したりしてもよい。

令和7年度第1回フリースクール等連絡協議会の報告

■日時 令和7年7月2日(水) 15:30～16:30

■場所 鈴鹿市役所西館「けやき教室」

■目的 不登校児童生徒に対する多様な学びの場の確保と、より効果的な支援を目的として、学校とフリースクール等の連携体制を構築し、支援体制の充実を図る。

■参加フリースクール等

- 家庭教育研究センターFACE
- 子どもの学び舎ワンダーYOU
- フリースクールけやき
- みんなの居場所ラピュタすずか
- 鈴鹿市教育支援センター「けやき教室・さつき教室」

※ ○印は、三重県教育委員会「フリースクールで学ぶ子どもたちへの支援事業」における鈴鹿市内の対象フリースクール等

■協議内容

- フリースクール等と学校の連携強化
- 児童生徒の出席状況や学習状況の確認
- フリースクール等で行う学習等について
- 児童生徒の定期テストや单元テストの扱い
- ケース会議や支援会議等へのフリースクール等の職員の参加

(宛先)各中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局
教育支援課長

令和7年度「不登校生徒・保護者向け進路ガイダンス」の開催について

このことについて、別紙「要項」のとおり開催いたします。
つきましては、不登校支援担当者等を通じて、対象生徒及びその保護者の方に案内チラシの配布と積極的なご参加についてご配慮いただきますようお願いいたします。

記

1、送付文書

- ・令和7年度「不登校生徒・保護者向け進路ガイダンス」開催要項
- ・(該当生徒・保護者向け)同「進路ガイダンス」チラシ
- ・同「進路ガイダンス」参加希望者一覧表(様式1)

2、提出文書

- ・令和7年度「不登校生徒・保護者向け進路ガイダンス」参加希望者一覧表(様式1)

3、提出締切 令和7年9月12日(金)

＊教育支援課部署メールで提出ください

4、その他

- 対象生徒は、中学3年生以外でも結構です。
- 教職員の参加については、各校の判断でお願いします。

鈴鹿市教育委員会事務局 教育支援課
こども支援グループ
〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸1丁目18番18号
電話 059(382)9055 FAX 059(382)9053
部署Email kyoikushien@city.suzuka.lg.jp

令和7年度「不登校生徒・保護者向け進路ガイダンス」開催要項

鈴鹿市教育委員会事務局 教育支援課

- 1 目的 不登校生徒及びその保護者が、高校の先生や元不登校当事者から高校入試の説明や体験等を聞くことを通して、進路への意識を高め、自身の将来を考える機会とする。
- 2 対象 鈴鹿市在住の不登校生徒等(主に中学3年生)とその保護者、教育関係者
- 3 日時 令和7年10月25日(土) 10:00～11:40
- 4 場所 鈴鹿市男女共同参画センター(ジェフリーすずか) 3階ホール他
住所:鈴鹿市神戸2丁目15番18号
※今年度は場所を変更しています。
- 5 日程 9:30～ 受付
10:00～ <第1部>
○開会あいさつ、日程説明、参加高校紹介
○令和8年度県立高等学校入試、奨学金制度について
三重県教育委員会事務局 高校教育課
○元不登校当事者の高校入試に関する体験談
鈴鹿市内在住の高校生または大学生
10:50～ <第2部>
○高校別進路相談会 ※時間は約20～30分程度です。
11:40 終了予定
- 6 参加校(予定している高校)
・飯野高校(全日制／定時制)
・昴学園高校(全寮制)
・大橋学園 ・四日市メリノール学院
・第一学院高校 ・徳風高校 ・鈴鹿高校
・鈴鹿櫛高等学院 ・鈴鹿中央高等学院

鈴教支第719号
令和7年7月 日

(宛先)各中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局
教育支援課長

令和7年度「外国人生徒・保護者向け進路ガイダンス」開催について(依頼)

日頃は多文化共生教育の推進に御理解御協力をいただき誠にありがとうございます。
このことについて、外国人生徒の進路保障の取組として、別添開催要項のとおり開催いたします。

つきましては、国際教室等ご担当者を通じて、対象生徒及びその保護者の方への案内チラシの配布と積極的なご参加について御配意いただきますようお願いいたします。

記

1 送付文書

- ・【鑑】令和7年度「外国人生徒・保護者向け進路ガイダンス」開催について
- ・令和7年度「外国人生徒・保護者向け進路ガイダンス」参加希望者一覧表【様式1】
- ・案内チラシ(日本語・ポルトガル語・スペイン語・フィリピン語・英語・中国語)

2 提出文書

令和7年度「外国人生徒・保護者向け進路ガイダンス」参加希望者一覧表【様式1】

3 提出締切

令和7年9月12日(金)

※教育支援課部署メールで提出ください。

4 その他

- ・当日は、ポルトガル語・スペイン語・フィリピン語・英語・中国語の通訳を行う予定です。
- ・対象生徒は、中学1～3年生です。
- ・進路資料(上記言語版)、各高校からのパンフレット等も配布いたします。
- ・教職員の参加については、各校の判断でお願いします。

鈴鹿市教育委員会事務局 教育支援課
こども支援グループ
〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸1丁目18番18号
電話 059(382)9055 FAX 059(382)9053
部署Email kyoikushien@city.suzuka.lg.jp

令和7年度「外国人生徒・保護者向け進路ガイダンス」開催要項

鈴鹿市教育委員会事務局 教育支援課

- 1 目 的 外国人生徒及びその保護者が、高校や外国籍の高校生から今年度の入試の説明や体験等の説明を受けることを通じて、進路への意識を高め、自身の将来を考える機会とする。
- 2 対 象 鈴鹿市在住の外国人生徒とその保護者
(中学1年生～3年生全学年を対象)
- 3 日 時 令和7年10月25日(土) 14:00～15:50
- 4 場 所 鈴鹿市男女共同参画センター(ジェフリーすずか)3階ホール他
住所：鈴鹿市神戸2丁目15番18号
※例年とは場所が変わっています
- 5 日 程
 - 13:30 受付
 - 14:00 <第1部>
 - ・開会あいさつ 日程説明、参加高校紹介等
 - ・令和8年度県立高等学校入学者選抜について
三重県教育委員会事務局 高校教育課
 - ・外国につながる高校生、大学生からのメッセージ
 - 14:40 <第2部>
 - 進路相談会〔高校別ブース〕
 - 15:50 終了予定
- 6 参加校

・飯野高校 (全日制・定時制) ・亀山高校 ・徳風高校	・神戸高校 ・四日市農芸高校 ・大橋学園	・白子高校 ・鈴鹿高校
--	--	--



令和7年度 鈴鹿市こども議会



元気で魅力あふれるまち「鈴鹿」をめざして

【日 時】 令和7年8月21日(木) 13:30~16:30

【会 場】 鈴鹿市役所14階 鈴鹿市議会 議場

【内 容】

- 将来都市像「#最高に住みやすいまち鈴鹿」をめざし、個別にテーマを決めて調査や研究を行います。
- 参加者一人ひとりが鈴鹿のまちづくりについての質問・提案内容を市長や市役所の各部局長にこたえてもらい(答弁)直接意見の交流をします。
- 市の将来を担う小中学生の声として、魅力あるまちづくりに役立てられます。



8月21日(木)のこども議会は・・・

- (1) 質問や提言は、各テーマごとのグループで行います。
- (2) グループごとに発表し、議長及び資料提示等の運営は、こども議会議員が分担して行います。(後日決めます)
- (3) 質問内容は、自分で考えたテーマをもとに、こども議会議員が考えます。
- (4) こども議会議員の質問には、市長又は関係する各部局で答弁します。



各校でもぜひ配信の視聴を・・・

※当日の生中継(地上デジタル112ch)はもちろん、CNSコネクトでは、8月25日(月)から9月30日(火)までの期間においても、こども議会の様子を視聴することができます。

※2学期に、学校でこども議会の視聴時間を少しでも取っていただき、こどもたちの「最高に住みやすいまち鈴鹿」のまちづくりへの意見交流の場を持つ等してください。

※令和7年度「鈴鹿市こども議会」質問順については、8月の校長会で連絡いたします。

事務担当 教育支援課
Tel: 059-382-9055

(宛先) 各中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局
教 育 支 援 課 長

交通安全県民運動期間中における校内放送の活用について（依頼）

平素は、各種交通安全諸対策に対しまして、ご理解とご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、7月11日(金)から20日(日)までの10日間「夏の交通安全県民運動」が実施されるに伴い、令和7年6月19日付けで（一財）三重県交通安全協会鈴鹿地区交通安全協会会長から依頼がありました。

つきましては、趣旨をご理解のうえ、校内の昼の放送や下校時の放送を活用し、以下のような内容を期間中に可能な範囲で放送いただきますようご協力よろしくお願いします。

記

広報文（例）

三重県交通安全協会鈴鹿地区からのお知らせです。

7月11日(金)から20日(日)までの10日間、「夏の交通安全県民運動」が開催されます。運動の主な重点は、

1 子どもと高齢者の交通事故防止

- 歩行中も、自転車利用時も、必ず交通ルールを守りましょう。
- 登下校時には、一時停止場所では必ず停止して周囲の安全を確認するとともに、青信号で進む場合も周囲の安全を確認しましょう。

2 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- 自転車利用時にはヘルメットを着用し、原則、道路の左側を必ず一列で通行しましょう。2台以上の併進は違反です。
- 歩行中や自転車乗車中のスマホ使用は非常に危険です。やめましょう。

3 歩行者優先意識の徹底と安全な横断方法の実践

- 近くに横断歩道があるときは、必ず「横断歩道」を渡りましょう。渡る際は、ハンドサインで運転手に横断歩道を渡る意思表示を行いましょう。

一人ひとりが交通ルールとマナーを守って、交通事故ゼロを目指しましょう。

－事務担当－

鈴鹿市教育委員会事務局
教育支援課 学校支援G

自転車のスマホ・酒気帯び 罰則強化



令和6年11月1日
道路交通法改正

自転車運転中の新たな罰則

携帯電話使用等 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

警察庁・都道府県警察

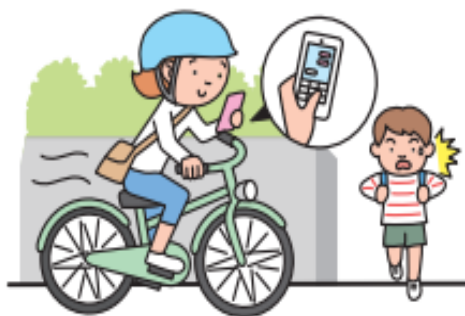


令和6年11月1日 道路交通法の改正

自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました



運転中のながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外

違反者は、
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



酒気帯び運転および幫助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は
自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反（危険行為）を反復して行った者は講習制度の対象となります。※受講命令違反 5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。

教職員の服務規律確保について

これまで児童生徒及び保護者、地域の方々から信頼される学校づくりに向け、様々な機会を通じ繰り返し注意喚起しているところです。夏季休業を迎えるにあたり、所属する教職員に対して、特に以下のことについて周知・徹底いただくようお願いします。

1 児童生徒性暴力の根絶について

- ① 児童生徒へは、同意の有無や暴力・脅迫等の有無は問わないことを認識すること。
- ② 面談や学習指導を行う際、ほかの教職員の目の届きにくい空間で児童生徒と1対1で対応しないこと。
- ③ 児童生徒と職務に関係のない私的なSNS等のやり取りを絶対に行わないこと。
- ④ 親しみを込めた表現や励ましであっても、相手が不快に感じれば、セクシュアル・ハラスメントに該当することを理解すること。
- ⑤ セクシュアル・ハラスメントの受け止め方は、個人差があることを理解すること。
- ⑥ 教職員間の関係性を高め、特定の児童生徒との接し方が他と異なるなど、何かに気づいた場合は、躊躇することなく指摘すること。
- ⑦ 児童生徒及び保護者が安心して相談できる環境の整備を行うとともに、市教育委員会からのアンケート調査の機会を利用するなど、定期的な調査や面談を実施し、実態把握に努めること。
- ⑧ 児童生徒からの信頼を好意と勘違いし、不快か否かを自分の尺度で考えないこと。
- ⑨ 児童生徒の輸送のために自家用車を使用しないこと。
- ⑩ 教室やトイレ、更衣室等の定期的な点検を行い、整理整頓を心がけ、カメラ等を設置できないような環境にすること。

2 不適切な言動の根絶について

- ① 教職員としての立場の誤った解釈等により、児童生徒に対して常に命令口調や雑な発言になっていないか自問し、ふさわしい適切な言葉遣いを心掛けること。
- ② 指導が自らの思い込みによる独りよがりなものでないか、周囲の教職員に確認を行うこと。
- ③ 学年団や管理職だけでなく、授業担当者や部活動顧問等、当該児童生徒を直接指導する教職員全員に把握しておかなければならない情報を共有すること。
- ④ 児童生徒の気になる言動があった場合は、関係する教職員と情報共有を行い、内容によっては学年会議や、教科会議等で共有する機会を設け、必要に応じて管理職に報告すること。
- ⑤ 児童生徒への誹謗中傷等の影響が危惧される場合など、対応を想定し、教職員による指導の差が生じないようにすること。
- ⑥ 威圧的な態度は指導に当たらないことを認識すること。
- ⑦ 児童生徒への指導は、複数の教職員により行うこと。
- ⑧ 感情的に指導せず、保護者など誰の前でもできる指導を行うこと。
- ⑨ 日常的に保護者へ連絡する等、信頼関係を構築すること。
- ⑩ 同僚に不祥事を「起こさせない」という職場風土を形成すること。
- ⑪ 「傾聴」「質問」「承認」等のコーチングスキルを意識しながら指導すること。

3 個人情報の適切な管理について

- ① 個人情報は、原則として、学校から持ち出さないこと。
- ② 学校から個人情報等をやむを得ず持ち出す場合には、管理職の許可を得るなどのルールを明確にし、紛失・漏洩等への防止対策を徹底すること。
- ③ 電子メールによる誤送を防ぐため、送信の際はＴＯ、ＣＣ、ＢＣＣの別を含めアドレスを複数で確認すること。
- ④ 個人情報が入った文書等を発送する場合は、宛先や書類の内容に誤りがないかなど複数で確認すること。
- ⑤ 個人情報になる集合写真等について、個人のＳＮＳ等への投稿は、行わないこと。
- ⑥ 試験結果や成績等、重要な個人情報については電子メールで送信しないこと。
- ⑦ 情報漏洩の危険性について、確実に教職員一人ひとりに周知を図るとともに、必要に応じて教職員研修を実施すること。
- ⑧ ＩＣＴ端末における仕様変更など、情報担当を中心に最新の情報を共有すること。
- ⑨ 施錠できる場所に個人情報を保管し、定期的に紛失がないかチェックすること。
- ⑩ やむを得ず USB メモリ等に個人情報を記憶させる時は、暗号化やパスワード設定を行うこと。
- ⑪ 個人情報の入ったファイルについて、どこに何を保存しているかファイルの保存状態を的確に把握すること。
- ⑫ 過去の個人情報は、定期的に削除する仕組みを構築すること。
- ⑬ 少しの時間離席する場合であっても、個人情報を含む書類を机の中にしまうこと。
- ⑭ 私物のスマートフォンや撮影機器で、教育活動中の様子など撮影しないこと。また、学校所有の端末等で撮影する場合であっても児童生徒等の画像を管理職の許可なく、校外へ持ち出さないこと。

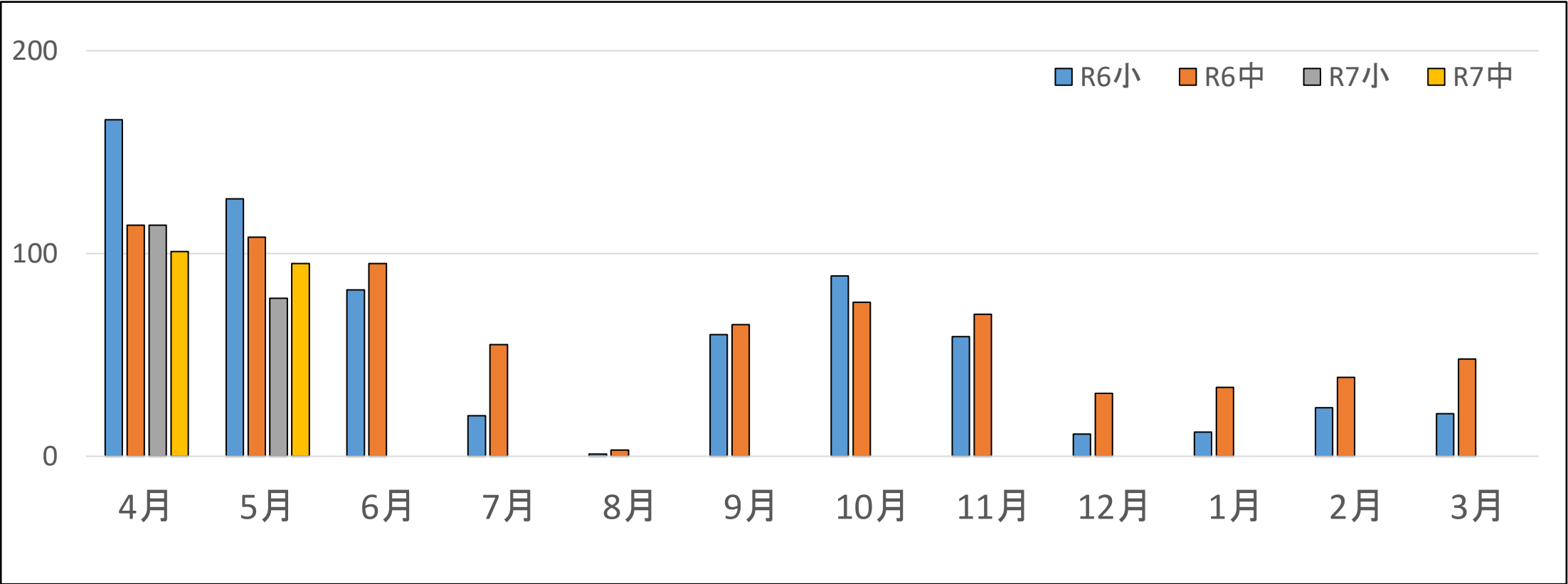
4 部活動等の適切な運営について

- ① 暑さ指数（WBGT）を測定し、関係する教職員へ周知をはかること。また、教職員は、暑さ指数（WBGT）に応じた、運動や各種行事の活動制限について、指針（判断基準や判断者）等に合わせた対応をすること。
- ② 部活動等の指導中においては、児童生徒の体調等、様子の変化に常に気を配り、適宜休憩時間を確保し、過剰な要求を行っていないか確認しながら活動を行うこと。
- ③ 体調不良を訴えた場合の対応について、連絡（保護者へ）、搬送（病院等へ）、報告（管理職へ）を危機管理マニュアルに沿って対応を行うこと。
- ④ 緊急対応発生時には、迅速かつ的確に状況をつかむ初動対応、小さな事案でも管理職への口頭・書面での報告（必要に応じ、教育委員会へ）、対応や日時等記録を残す事後対応を行い、再発防止に向けて、教職員での情報共有を行うこと。
- ⑤ 児童生徒への指導は、威圧的な態度や感情的にならず、保護者など誰の前でもできる指導を行うこと。
- ⑥ 教職員の指導に対して児童生徒が素直に耳を傾けるような関係づくりを進めるとともに、ガイドラインに沿った活動時間や休養日の設定、児童生徒の意向や発達段階に合わせた活動内容にすること。

学校における働き方改革

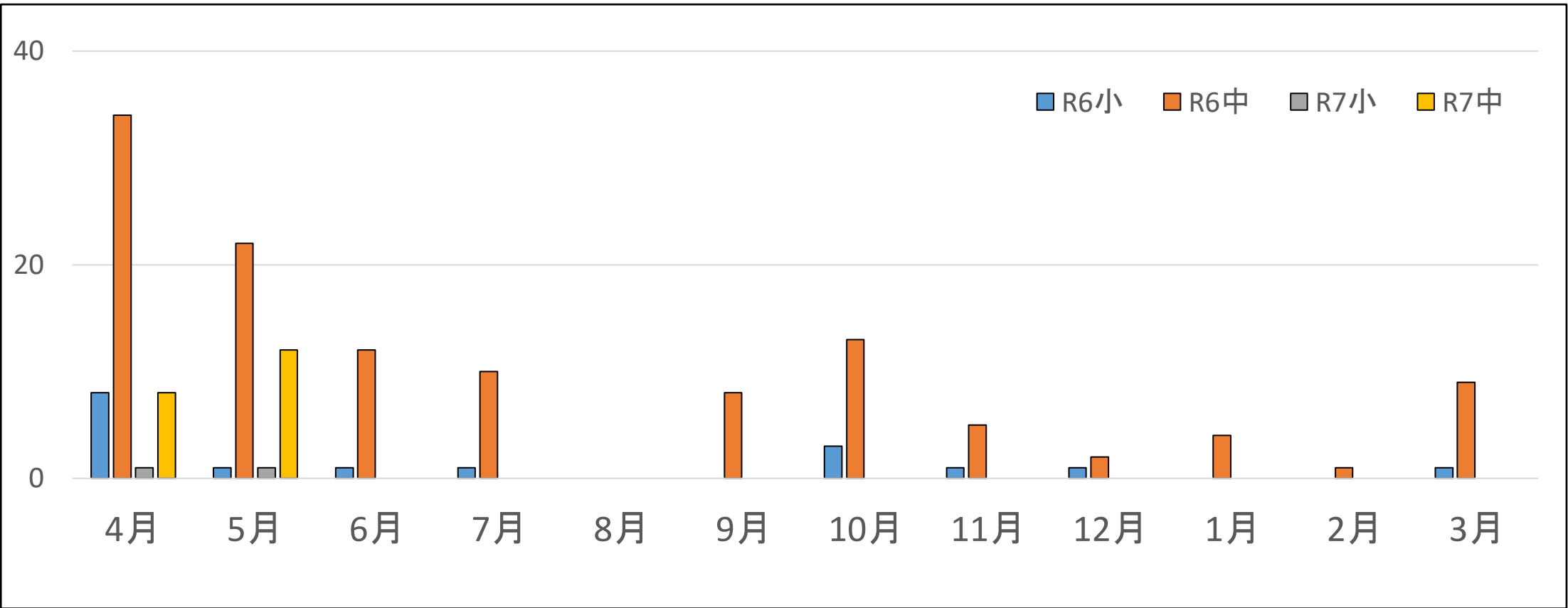
1 時間外労働の状況

(1) 月45時間以上80時間未満の教職員数 (単位：人)



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R6小	166	127	82	20	1	60	89	59	11	12	24	21	672
R6中	114	108	95	55	3	65	76	70	31	34	39	48	738
R7小	114	78											192
R7中	101	95											196

(2) 月80時間以上の教職員数 (単位：人)



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R6小	8	1	1	1	0	0	3	1	1	0	0	1	17
R6中	34	22	12	10	0	8	13	5	2	4	1	9	120
R7小	1	1											2
R7中	8	12											20

2 7月から12月までのR6時間外労働(45時間以上)の主な要因と改善策

(1) 主な要因 (令和6年度 学校における働き方改革の推進に係る取組状況調査より)

【小学校】

要因	具体的要因	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
学校運営関係 (時間割、行事の見直し など)	学校行事	0	1	6	9	10	0	26
	調査報告	1	0	2	3	3	0	9
	学級運営	0	0	6	4	1	0	11
	分掌業務	3	0	3	5	3	3	17
	その他	0	0	0	0	0	0	0
学習指導関係 (教材研究、学習保障の ための補習など)	教材研究・授業準備	7	0	36	47	35	8	133
	テスト作成・採点業務	7	0	0	3	0	2	12
	課外授業・補習授業	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	1	2	0	0	3
児童生徒の生活指導等 関係 (含不登校対応)	不登校への対応	1	0	0	1	0	0	2
	問題行動への対応	1	0	3	3	4	0	11
	家庭訪問	0	0	1	0	1	0	2
	保護者対応	1	0	2	2	1	0	6
	その他	0	0	0	0	0	0	0
その他	市内行事準備	0	0	1	1	0	0	2

【中学校】

要因	具体的要因	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
学校運営関係 (時間割、行事の見直し など)	学校行事	2	0	8	30	9	0	49
	調査報告	1	0	1	1	1	1	5
	学級運営	3	0	0	2	0	2	7
	分掌業務	11	0	6	4	7	3	31
	その他	2	1	0	0	0	4	7
学習指導関係 (教材研究、学習保障の ための補習など)	教材研究・授業準備	12	0	13	16	6	0	47
	テスト作成・採点業務	10	0	4	0	17	5	36
	課外授業・補習授業	0	0	0	0	6	0	6
	その他	0	0	0	0	0	1	1
児童生徒の生活指導等 関係 (含不登校対応)	不登校への対応	2	0	0	3	4	3	12
	問題行動への対応	3	0	2	3	4	1	13
	家庭訪問	7	0	4	2	2	0	15
	保護者対応	6	0	5	0	1	0	12
	その他	0	0	0	0	0	0	0
部活動指導関係	平日の部活動	0	1	0	0	0	0	1
	休日の部活動	18	1	29	24	18	12	102
	その他	0	0	0	0	0	0	0
その他	他の教員の業務支援	1	0	0	0	0	0	1

(2) 課題と改善策

【小学校・中学校共通】

令和6年度の7月から12月までの時間外労働の主な要因のうち、小学校・中学校に共通するものは、「学校行事」、「分掌業務」、「教材研究・授業準備」の3つである。

◆ 学校行事

- 運動会、文化祭、修学旅行などの行事が重なる時期である。

→＜改善策＞

- ✓業務の細分化や、行事の簡素化を図りながら、可能な範囲で実施する。
- ✓各担当が見通しをもって準備に当たる。

◆ 分掌業務

- 学校を中心となる分掌担当者（研修、人権、進路、生徒会など）の業務が多忙化する時期である。

→＜改善策＞

- ✓繁忙期に合わせて、担当者の他の業務を軽減する。

◆ 教材研究・授業準備

- 公開授業や研究発表が行われる時期である。

→＜改善策＞

- ✓授業者や発表者の業務軽減や指導案などの簡略化を図る。
- ✓指導案検討などの会議を計画的に行うとともに、終了時刻を決めておく。

【中学校】

令和6年度の7月から12月までの時間外労働の主な要因のうち、中学校に特徴が見られたものは、「テスト作成・採点業務」、「休日の部活動」の2つである。

◆ テスト作成・採点業務

- テストの時期になると、作成や採点業務を勤務時間内に終わることができない。

→＜改善策＞

- ✓掃除の回数を減らすなど、日課を工夫し、採点や成績処理の時間を確保する。

◆ 休日の部活動

- 中体連関係の大会やそれに向けた練習試合が重なる時期である。

→＜改善策＞

- ✓ガイドラインを遵守し、夏季休業中の休日の部活動は可能な限り控える。

2学期から先生方が「やりがい」をもって業務に臨んでいただくために…

夏季休業中は、

☆心身のリフレッシュを！

☆見識を広げたり、教養を深めたりする時間を！

☆多忙となる2学期を見越したプランニングを！

鈴鹿市立学校の通学区域の弾力化について

教育委員会事務局 学校教育課

1 目 的

将来推計に基づき過大規模校又はそれに準じる大規模校として対応が必要な学校について通学区域の弾力化を図る。

2 対 象

旭が丘小学校の通学区域の一部、白子中学校の通学区域に居住し、4月1日に1年生となる児童・生徒を原則とする。

3 内 容

(1) 旭が丘小学校の通学区域

指定校が旭が丘小学校の児童は、隣接する小学校への就学を次のとおり認める。ただし、就学を希望する学校までの距離は、概ね直線で2km以内であること。また、当該小学校卒業後は就学先の指定中学校へ入学となる。

指定校	指定校以外に就学できる小学校
旭が丘小学校	玉垣小学校、愛宕小学校又は白子小学校

(2) 白子中学校の通学区域

指定校が白子中学校の生徒は、隣接する中学校への就学を次のとおり認める。ただし、就学を希望する学校までの距離は、概ね直線で6km以内であること。

指定校	小学区	指定校以外に就学できる中学校
白子中学校	旭が丘小学区	鼓ヶ浦中学校又は千代崎中学校
	稲生小学区	鼓ヶ浦中学校、天栄中学校又は創徳中学校
	桜島小学区	千代崎中学校又は創徳中学校

4 定 員

受け入れる学校の児童生徒数や教室数等を勘案し、教育委員会が毎年度定める。

就学時健康診断の実施について

	小学校の実施項目	学校教育課の実施項目
7 月	●実施日の決定 ●保護者に渡す書類準備 ・実施通知 ・関係様式	●名簿データ作成 ●健康診断通知ハガキ等作成
8 月	●封筒（学校名・住所等入）準備 ●封筒詰め ・健康診断実施通知 ・健康診断通知ハガキ ・関係様式 ・弾力化の案内（旭が丘小のみ） ●封筒を学校教育課に提出 ・8/20（水）ㄆ切 （ラベルを貼り、名簿順に並べる） ●名簿作成準備	●8/1（金）名簿を学校に配布 ・紙データ ・電子データ ●郵送準備
9 月	↓	●全保護者に郵送 9/1（月）
10 月	●健康診断実施 ↓	
11 月	↓	

【学 校 教 育 課】

- ① 『就学時健康診断票』を印刷発注する。
- ② 8月下旬までに、各学校の健診日時を『就学時健康診断実施予定報告書』にてメールで報告してもらう。
例年、各校において健診日時を記載した案内文書を封入すること、通知ハガキには健診日時は印字しないこととする。
- ③ こども育成課へデータ抽出依頼し、データを受け取る。
- ④ 『健康診断の実施通知（ハガキ）』、『就学予定者一覧』、『ラベル』を作成する。
ラベルは学校ごとに作成し、白紙部分は予備として使用してもらう。
- ⑤ 『就学時健康診断の実施について（依頼）』、『就学時健康診断関係様式について』、『就学予定者一覧』、『健康診断の実施通知（ハガキ）』、『ラベル』、『就学時健康診断票』、『通学区域の弾力化案内』（旭が丘小学校のみ）、『就学援助新入学学用品費入学前支給の申請について』を一纏めにして、各校に取りに来てもらう。（8月1日（金）を予定）
ネットフォルダからダウンロードしていただく書類について、依頼文書に記載する。
- ⑥ 各校が封入封緘した封筒を、学校教育課へ納品してもらう。（8月20日（水）を予定。）
各校へリスト配布後の異動分については、学校教育課から異動通知（紙）を渡し、学校にて通知処理をしてもらう。
- ⑦ 最後の抜き取りチェックを行い、抜き取ったものは各校へ返送する。
- ⑧ 就学時健診日程一覧表を作成し、各園へ郵送準備を行う。
- ⑨ 郵便局ごとに仕分けし、差出表を作成、発送する。

【小 学 校】

- ① 郵送用の角2封筒を準備する。学校名、住所を明記すること。
- ② 8月下旬までに、健診日時を『就学時健康診断実施予定報告書』にて学校教育課へメールで報告する。
- ③ 就学時健診用の書類一式を学校教育課へ取りに行く。（8月1日（金）を予定）。
- ④ ネットフォルダに掲載されている書類も封入漏れがないよう、注意して封入を行う。
- ⑤ ラベルの送付先が封入物と一致していることを確認し、封筒に貼付し封緘を行う。
- ⑥ 封入封緘した封筒をリスト順に並べ、学校教育課へ納品する。（8月20日（水）を予定。）
リスト受領後の異動分については、学校教育課から異動通知（紙）を受け取り、例年どおり学校から通知処理を行う。